様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年　7月　22日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃ たなべ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社タナベ  （ふりがな） たなべ いくお  （法人の場合）代表者の氏名 田邉　郁雄  住所　〒941-0071 新潟県糸魚川市大字大野978番地  法人番号　4110001021633  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ① ＤＸ戦略方針 | | 公表日 | ① 2023年　3月　3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ① 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://tanabe-co.co.jp/company/csr>  記載箇所：【ＤＸ経営ビジョン】 | | 記載内容抜粋 | ① ＤＸ戦略方針  当社は、世界情勢と時代の変化に対応し、付加価値の高い生産設備を提供すると共に、その開発・製造・保守を担う体制をＤＸで強化します。  新設した「ＤＸ企画推進室」を核として社内にデジタル技術を導入し、顧客提案、製造テスト、開発・製造体制を構築して、お客様のニーズに応え続けます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ① ＤＸ戦略方針は取締役会の承認を経て、公表されたものです。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ② 当社におけるＤＸ戦略について（2025年） | | 公表日 | ② 2025年　7月　10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ② 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://tanabe-co.co.jp/wp-content/themes/tanabe/img/tanabe_dx_2025.pdf>  記載箇所：2.ＤＸ戦略概要  記載ページ：P.1～2 | | 記載内容抜粋 | ② 当社におけるＤＸ戦略について（2025年）  ① ウェブサイトの刷新・機能向上  ＤＸ企画推進室による統括の元、会社ウェブサイトを刷新し、各営業部門と連携し以下の活動を展開します。  ⅰ SEO 分析結果をサイト構成にフィードバックし、更なる顧客アクセスを獲得  ⅱ 製品・サービスカタログメニューのタイムリーな更新  iii 試験設備を用いたサンプルテストメニューの紹介充実  ② 社内業務の効率向上  既存の社内システム（経理、人勤、調達、生産、設計、アフターサービス等）を統合し、情報の一元管理、効率と業務品質の両立、コンプライアンスとセキュリティの確保等を兼ね備えた基幹インフラシステムを構築し、業務環境のＤＸを推進します。  ③ デジタル技術を活用したソリューションの開発  タナベの特性（顧客製品に合わせた個別最適化設計）を活かした各製品に、顧客独自のニーズを叶える為のデジタル機能を技術本部の主導により開発します。  補足説明  ①はウエブサイト訪問のきっかけとなる検索語句を分析し逐次サイト構成データに反映することで検索順位の向上を図る最適化  ②は従来の拠点単位での情報連携から、クラウドに全社共通サーバを設置し是を用いた情報連携による効率向上  ③はカメラ画像をコンピュータで分析処理し物質温度を可視化等する技術であり  デジタル技術を用いたデータ活用を組み込んでいます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ② 当社におけるＤＸ戦略について（2025年）、は  取締役会の承認を経て、公表されたものです。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ② 当社におけるＤＸ戦略について（2025年）  記載箇所：3. DX 推進体制  記載ページ：P.2 | | 記載内容抜粋 | ② 株式会社タナベ代表取締役社長の下、ＤＸ企画推進室長を実務執行総括責任者とします。  ＤＸ企画推進室は各部門の実務担当者と協議のうえ、部門間の要件定義を整理しながら合理的な全社連携の業務体制を確立します。  各部門の DX 推進担当者を任命し（合計 3 名）、基幹インフラ構築に従事すると共に専門教育の受講・習得に努めます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ② 当社におけるＤＸ戦略について（2025年）  記載箇所：4. システム環境整備体制  記載ページ：P.2 | | 記載内容抜粋 | ② 基幹インフラシステムはＤＸ企画推進室の統括の元、社内各部門と連携して基幹インフラシステムの要件定義から導入までのプロジェクト運営を行います。  製品ソリューション開発は営業各部門と技術本部で実施します。  個々の改善案件は費用対効果又は市場ニーズに基づき実施を判断し、経営計画上の予算から費用を充当し実施します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ② 当社におけるＤＸ戦略について（2025年） | | 公表日 | ② 2025年　7月 10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ② 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://tanabe-co.co.jp/wp-content/themes/tanabe/img/tanabe_dx_2025.pdf>  記載ページ：P.2 | | 記載内容抜粋 | ② 5.達成度を測る指標  　ＤＸ戦略の全社的な達成度の指標は  　①全社基幹インフラシステムの構築達成度  　　・2028年迄の全機能リリースを目標  　②ウェブサイトによる集客力（2022年7月を基準とする  引合件数比 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ① 2023年　3月　3日  ② 2025年　7月　10日 | | 発信方法 | ① ＤＸ戦略方針  <https://tanabe-co.co.jp/company/csr>  　　ＤＸ経営ビジョン  ② 当社におけるＤＸ戦略について（2025年）  <https://tanabe-co.co.jp/wp-content/themes/tanabe/img/tanabe_dx_2025.pdf>  記載ページ：P.1　1.はじめに | | 発信内容 | ① 当社のDX戦略方針を、2023年3月3日に社長名にて発信  ② 当社におけるDX戦略について（2025年）に於いて  世界情勢と時代の変化に対応し、付加価値の高い  生産設備を提供すると共に、その開発・製造・保守  を担う体制をＤＸで強化する、旨を2025年7月10日付  けで更新。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　４月より継続実施中 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を行い（2025年７月更新）  課題を把握しております。  DX推進指標自己分析結果を添付。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　４月より継続実施中 | | 実施内容 | SECRITY ACTION制度に基づく「二つ星」を自己宣言し  情報セキュリティ対策に取組んでいます。  自己宣言ID：40032359748 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。